

日薬業発第 76 号

令和 4 年 6 月 10 日

都道府県薬剤師会

実務実習担当役員 殿

日本薬剤師会

担当副会長 田尻 泰典

**認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の一部改正等に関する
薬学教育協議会からのお知らせについて**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 4 月より、認定実務実習指導薬剤師の認定業務等が日本薬剤師研修センター（以下「センター」）から薬学教育協議会（以下「協議会」）に移管され、同協議会による認定業務等が開始されております。これに関連し、今般協議会より別添のとおり、協議会作成の「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」（以下、「実施要領」）が送付されました。「実施要領」につきましては、業務移管による混乱を避けるために、センターで作成された「実施要領」がほぼそのまま踏襲されておりますが、一部変更があり、それについては別添通知の記のとおり案内がなされております。

つきましては、会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきご了知賜りますと共に、関係する貴会認定実務実習指導薬剤師等にご案内賜りますよう、お願い申し上げます。

記

○センターの「実施要領」においては、連続した 2 期（計 12 年間）の認定期間中、指導実績が無い場合、次の更新申請をすることができないとされておりましたが、これに関する文言は削除されております。詳細は別添通知の記の 1)、及び協議会の「実施要領」をご確認願います。

以 上

薬教協発第 22021 号

令和 4 年 6 月 3 日

公益社団法人日本薬剤師会

会長 山本 信夫 殿

一般社団法人薬学教育協議会

代表理事 本間



認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の一部改正について（お知らせ）

謹啓

日頃より、当協議会の活動にご支援・ご協力をいただき有り難うございます。本年度 4 月より、当協議会は認定実務実習指導薬剤師の認定業務を開始しております。当協議会で作成した認定実務実習指導薬剤師認定制度の実施要領（添付資料 1）につきましては、当協議会の実務実習指導薬剤師認定の実施に向けた準備・検討委員会および理事会の審議を経て、当協議会のホームページに昨年度掲載しました。また、昨年度の当協議会病院・薬局実務実習中央調整機構委員会にて報告し各地区調整機構委員長に配信したほか、薬学教育者ワークショップ実施委員会委員へも配信しております。今般、貴会から実施要領の修正点を纏めて貴会宛に通知して欲しいとの依頼がございましたので、以下に記載致します。

どうぞ宜しくお願いいたします。

謹白

記

本認定業務は、昨年度（令和 3 年度）まで公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下、研修センター）で行なわれていたため、業務移管にあたり出来るだけ混乱を避けるために、研修センターで採用されていた実施要領をほぼそのまま踏襲している。以下 1）～ 4）が変更点である。

1) 研修センターの実施要領の「11. 更新申請 (5) 更新に係る特例等」の以

下の文言を削除した。

『11. (1)①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績（勤務する施設が受入れ施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）がない場合、その次の更新申請をすることができない。』

- 2) 研修センター実施要領の「3. 認定実務実習指導薬剤師認定委員会」に記載されていた認定委員会に関する記載を削除した。（協議会「委員会に関する基本規則」に纏められているため）
- 3) 研修センター実施要領に記載されていた申請手順に関する内容は削除し、新たに「認定申請手続き説明書」（添付資料2）を作成した。
- 4) 研修センター実施要領の附則に記載されていた内容は、協議会実施要領の本文に取り込んだ。

以上

添付資料1 薬学教育協議会 認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

添付資料2 「認定申請手続き説明書」

なお、「認定申請手続き説明書」は随時更新しておりますので、最新版はこちらからご覧ください。

https://www.shidou-yakuzaishi.com/cpems/contents/pdf/Application_Procedures.pdf

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

1. 目的

認定実務実習指導薬剤師認定制度（以下「本制度」という）は、6年制薬学教育制度下の薬学生に対して医療の現場における実務実習の際に指導に当たることができる薬剤師の認定を行うことにより、社会的要請に応えられる薬剤師の養成に資することを目的とする。

2. 名称等

本制度により認定された薬剤師を「認定実務実習指導薬剤師」と称し、認定証を交付する。

3. 運営

本制度は、一般社団法人薬学教育協議会（以下「この法人」という）が行ない、認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下「認定委員会」という）を設置する。

4. 認定の資格要件

(1) 認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養等

認定実務実習指導薬剤師は、次の素養等を有する者とする。

- ①十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っていること。
- ②薬剤師を志す学生に対する実習指導に情熱を持っていること。
- ③常日頃から職能の向上に努めていること。
- ④実習の成果について適正な評価ができること。
- ⑤認定取得後も継続的かつ日常的に薬剤師実務に従事する見込みがあること。
- ⑥実務実習生の受入期間中、恒常的に指導することができること。

(2) 認定要件

次の認定実務実習指導薬剤師養成研修をすべて修了した薬剤師であること。

① 講習会形式の研修

講座① 薬剤師の理念

講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン

講座③ 学生の指導（法的問題）、学生の指導（薬局関係）及び学生の指導（病院関係）

なお、講習会形式の研修は、講座番号の若い順に受講するものとする。

② ワークショップ形式の研修

この法人が認めるワークショップとする。

③ 受講証又は修了証の有効期間

講習会形式の研修の受講証（研修修了日が平成30年(2018年)4月1日以降のものに限る。）又はワークショップ形式の研修の修了証（研修修了日が平成30年(2018年)4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、研修受講日又は研修修了日から6年間とする。有効期間を過ぎた受講証又は修了証は無効である。

(3) 勤務要件

6. に定める認定申請の際、直近1年以上継続的に病院又は薬局において薬剤師実務に従事（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）していること。

5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、薬剤師名簿への登録年月日以降で i) 病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限るものとし、かつ、ii) 大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないものとする。

① 実務経験

薬剤師実務経験が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となってからでなければ行うことができない。

② 勤務状況

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）している者であること。

③ 勤務先等の望ましい条件

ア. 病院の場合

- (ア) 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。
- (イ) 病棟薬 剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。
- (ウ) 一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ. 薬局の場合

- (ア) 薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年(2015年)2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。
- (イ) 「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。
- (ウ) 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。
- (エ) 薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

6. 新規認定申請

(1) 申請手続き方法

別紙 認定実務実習指導薬剤師申請手続き説明書をもとに、認定申請をする。

なお、認定申請審査料の納入は、この法人が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

一旦振り込まれた認定申請審査料は理由の如何を問わず返却しない（審査の結果、認定不可となった場合でも返却しない。また、この認定申請審査料を、他の如何なるものにも流用することとはできない）。

口座振込みの場合は、申請日前3か月以内に行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

7. 登録、認定証及び公表

(1) 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録

認定者の氏名、住所、認定番号、認定年月日及び勤務先施設名を認定実務実習指導薬剤師名簿に登録する。

(2) 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。なお、認定から認定証到着までの間の便に供するため、認定後直ちに認定通知メールを送付する。

(3) 認定証を交付された者の公表

すべての認定者について、この法人のホームページに、氏名、認定番号、認定期限（年月日）及び勤務先施設名を掲載し、公表する。

認定に当たっては、上記全項目の公表を前提とし、全部又は一部の公表を希望しない場合は認定しない。

8. 認定の有効期間

認定の有効期間は、通常6年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。

9. 届出の義務

認定者は、名簿に登録された氏名、住所又は勤務先施設名に変更が生じた場合は、速やかに届出ること。

10. 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、申請することができる。

11. 更新申請

(1) 更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

- ① 認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が1例以上あること。ただし、指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に申告すること。それに基づき認定委員会が個別に審査する。
- ② 勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。
 - ア 現に薬剤師実務に従事していること。
 - イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。
 - ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

③ 更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、次のとおりとする。

講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン（内容は講座②と同じ。）

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。

更新講習の受講証（研修修了日が平成30年(2018年)4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、受講日から3年間とする。有効期間を過ぎた受講証は無効である。

なお、本協議会が認めたアドバンスワークショップ（以下「AWS」という。）を修了した者（講師を務めた者を含む。）は、11. (1)③に規定する更新講習を受講したものとみなす。この場合、更新申請において、AWSの修了証（条件③に規定する修了証）を以て更新講習の受講証に代えることができる。なお、AWSの修了証の有効期間は終了日から3年間とする。

① 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容の迅速な伝達等を目的とするものであること。

② 受講者には、修了証（この法人の各病院・薬局実務実習地区調整機構委員長の発行するものに限る。）が交付されること。

また、11. (1) ③に規定する更新講習の受講が困難な場合は、講座④を公益財団法人日本薬剤師研修センターの実施するeラーニングの方式で行うことにより更新講習を受講したものとみなす。

(2) 更新申請における手続き

別紙 認定実務実習指導薬剤師申請手続き説明書をもとに、認定申請をする。

なお、認定申請審査料の納入は、この法人が定める指定の方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

一旦振り込まれた認定申請審査料は理由の如何を問わず返却しない（審査の結果、認定不可となった場合でも返却しない。また、この認定申請審査料を、他の如何なるものにも流用することはできない）。

振込みは、申請書の提出前 3 か月以内に行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

(3) 更新に係る特例等

認定期間終了時に勤務要件および研修要件において更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかつた者が、認定期間終了後 2 年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。この場合、その更新申請は、更新の条件すべてを満たしてから 3 か月以内に行わなければならない。

12. 更新に関する準用

7.（登録、認定証及び公表）、8.（認定の有効期間）、9.（届出の義務）及び 10.（認定証の再発行）の規定は、更新の場合に準用する。

13. 認定申請審査料等

(1) 認定申請 5,500 円（本体 5,000 円＋税 500 円）

(2) 認定証再発行（紛失、氏名変更等による再発行）
1,870 円（本体 1,700 円＋税 170 円）

(3) 更新申請 5,500 円（本体 5,000 円＋税 500 円）

なお、いずれの場合も振り込み手数料は申請者の負担とする。

14. 認定の取消し

(1) 以下のアからエに該当する者は、その認定を取り消す。

ア 薬剤師の資格を失った者

イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があつた者

ウ 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあつた者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあつた者

(2) 認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(3) 認定実務実習指導薬剤師の取り消しは、認定委員会に諮った上で決定する。ただし、迅速に取り消しを行う必要があると代表理事が認めた場合は、委員長が決定するものとし、その後初め

て行われた認定委員会に報告する。

- (4) 認定を取り消した者に対しては、返納期限を設定した上で、認定証の返納を求める。返納期限が到来しても認定証が返納されない場合は、取り消した旨及び取消対象者の氏名をこの法人のホームページに掲載する。

15. 改正手続き

本要領の改正は、認定委員会で審議し決定する。

附則

本要領は、令和4年3月11日に制定し、令和4年4月1日より施行する。

認定実務実習指導薬剤師 認定申請手続き説明書

Ver.2.2 (2022年5月26日更新)

申請手続き前に「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」を必ずご一読ください

目次

- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 1. 申請にあたっての注意事項 | ・・・ | P1 |
| 2. 事前準備 | ・・・ | P2 |
| 3. 新規認定申請手続き | ・・・ | P3～6 |
| 4. 更新認定申請手続き | ・・・ | P7～10 |

《問い合わせ先》

一般社団法人 薬学教育協議会

T E L : 03-3400-3237

e-mail : info@shidou-yakuzaishi.com

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15

日本薬学会会長井記念会館 4階

1. 申請にあたっての注意事項

- ・必ず『認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領』にて認定要件をすべて満たしているかご確認ください。要件を満たさず申請された場合は、認定不可となります。
- ・一旦振り込まれた認定申請審査料は理由の如何を問わず、また審査の結果、認定不可となった場合でも返金いたしかねますので、認定要件をすべて満たしてから入金してください。
- ・認定申請審査料の入金後 3 か月以内に Web システムより申請手続きが完了しない場合は、入金が無効になりますのでご注意ください。
- ・更新申請は認定期限の 3 か月前から受付いたします。それ以前は受付できませんのでご注意ください。
- ・必要書類はそれぞれ指定の場所にアップロードしてください。
- ・薬剤師名簿登録番号、受講者名の記載がない講習会の受講証は無効とみなします。
- ・振込明細には、・振込日・振込人名・振込金額　・振込口座名が記載されていることを確認してください。
- ・入金された認定申請審査料は、他の如何なるものにも流用することはできません。
- ・領収証は発行しておりませんので、振込明細を以て領収証に代えてください。
- ・PC や周辺機器等の操作に関しては対応いたしかねますのでご了承ください。
- ・審査結果は登録したメールアドレスに送信します。必ずご自身で確認ができる個人のアドレスをご準備ください。(メールアドレスの重複登録はできません)
- ・認定証は、後日勤務先へ発送いたします。
- ・申請内容に不備があった場合は、審査が長引くため認定までに時間を要する場合があります。不備がないようにご確認のうえ申請してください。
- ・申請時期によっては大変込み合うことが予想されます。審査結果をお知らせするまでにお待たせする場合がございますのでご了承ください。

2. 事前準備

(1) 認定要件をすべて満たしていることを『認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領』にて確認する

『認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領』は当協議会 HP にございます。

(2) 認定申請審査料を入金する

【認定申請審査料振込先】	【振込人名】
三菱 UFJ 銀行 青山支店 普通 0527422 一般社団法人薬学教育協議会 認定事業 認定申請審査料：5,500 円	新規認定申請 ⇒ S+申請者名 更新認定申請 ⇒ <u>認定番号の下 5 桁</u> +申請者名 例) ヤクガクキョウコさんの場合 新規認定申請：Sヤクガクキョウコ 更新認定申請： <u>12345</u> ヤクガクキョウコ (認定番号： <u>12012345</u>)

- ・ 振込明細書は Web での認定申請手続きに必要です。紛失しないようご注意ください。
- ・ 振込人名が法人名や施設名など「申請者名」以外や複数名まとめて手続きの場合、入金確認ができず認定不可になることがありますのでご注意ください。

(3) 申請に必要な証書類を準備する

(1)

新規認定申請および更新認定申請手続きにおいて必要な以下証書類は、Web 申請システムにて全て画像データをアップロードしてご提出いただきます。

事前に画像データ化し（対応形式：PDF、jpeg、jpg、png）、準備することをお勧めいたします。なお、薬剤師名簿登録番号と氏名の記載がない講習会の受講証は無効とみなします。記載がない場合は、必ずご記入ください。

◆ 新規認定申請の場合 ◆ ※種類ごとにデータ化してください。

- ①薬剤師免許証
- ②講習会の受講証（有効期限内のもの）講座①～③
- ③ワークショップの修了証（有効期限内のもの）
- ④勤務証明書（申請から遡って1か月以内のもの）
- ⑤振込明細（申請から遡って3か月以内に振り込まれたもの）

◆ 更新認定申請の場合 ◆ ※種類ごとにデータ化してください。

- ①薬剤師免許証
- ②更新講習会の受講証、または実施要領に定めるアドバンスワークショップの修了証、もしくは（公財）日本薬剤師研修センターが実施するeラーニング（更新講習のための講座4）の受講証もしくは単位証明書（いずれも有効期限内のもの）
- ③勤務証明書（申請から遡って1か月以内のもの）
- ④振込明細（申請から遡って3か月以内に振り込まれたもの）

3. 新規認定申請手続き

新規認定申請は以下の手順で行ってください。

- (1) 実務実習指導薬剤師認定申請システムへアクセス
- (2) 新規認定申請のためにユーザー登録（仮登録）
- (3) 登録したメールアドレス宛に送信された新規受付メール内のURLをクリックし、ログイン
- (4) 認定要件情報の登録（認定要件情報、各種証書類の登録）
- (5) 認定申請を行う

※画面はイメージです。デザインやレイアウトは変更する場合がありますのでご了承ください。

(1) 実務実習指導薬剤師認定申請システムへアクセス

薬学教育協議会（ <https://yaku-kyou.org/> ） → 認定実務実習指導薬剤師 申請システム



認定実務実習指導薬剤師
申請システム

※ページ内のリンク

『認定実務実習指導薬剤師申請システム』
をクリックしてください

(2) 新規認定申請のためのユーザー登録(仮登録)

① トップページ画面左側にある『新規認定審査申請』ボタンをクリック

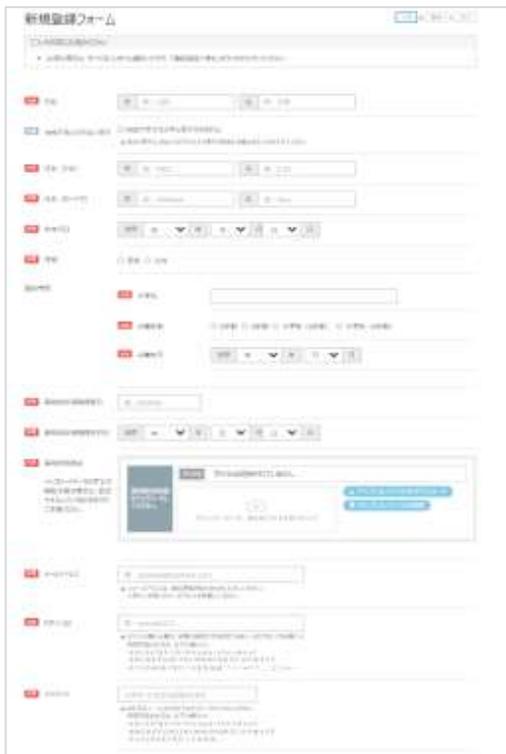


② 《新規認定申請前チェックリスト》をよく読み、該当項目に✓を入れ新規登録ボタンをクリック



③ プロフィール情報を入力

- ・一定時間を過ぎると、エラーになりますのでご注意ください。
- ・必須項目は必ず入力してください。
- ・主なご連絡はメールで行います。メールアドレスは本人が確認する個人のアドレスをご登録ください。なお、メールアドレスの複数登録、重複登録はできません。
- ・以下項目は一度登録すると変更できませんので、ご注意ください。
生年月日／性別／最終学歴（大学名、卒業年制、卒業年月）／薬剤師名簿登録番号
薬剤師名簿登録年月日／薬剤師免許証
- ・薬剤師名簿登録番号は数字のみを入力してください。例) 外 00000 → 00000
- ・電話番号にはハイフンも入力してください。例) 03-1234-5678
- ・薬剤師免許証は画像データ化（対応形式：PDF、jpeg、jpg、png）にてアップロードしてください。裏面がある場合は、両面を1つのファイルにしてください。
- ・ログインID、パスワードは今後このシステムを利用する際に必要になります。ご自身で管理してください。



④ 確認画面で確認し、仮登録

登録したメールアドレス宛にメールが自動送信されますので、必ずご確認ください。

(3) 登録したメールアドレス宛に送信された新規受付メール内の URL をクリックし、ログイン

① 登録したメールアドレスに記載されている URL をクリック

- ・ URL は登録受付から 24 時間有効です。24 時間を過ぎますと URL が無効となりますので、24 時間以内にアクセスしてください。24 時間を過ぎた場合は、お手数ですが最初からお手続きください。

② ログイン画面に戻り、登録した ID とパスワードでログイン

- ・ ログインするには『更新申請の方／本システムに登録済みの方』をクリックしログインしてください

①

メール記載の
URL クリック後



②



(4) 認定要件情報の登録(認定要件情報、各種証書類の登録) ※画面左側のメニュー

① 職歴を入力



- ・ 『職歴を追加』ボタンをクリックし最終学歴から現在までの職歴を入力してください。薬剤師実務から 1 か月以上離職した場合はその理由と期間を入力してください。
- ・ 勤務証明書の画像データをアップロードしてください。(認定番号は記載不要)

② 研修情報を入力



- ・ 受講した講習会、ワークショップの情報と受講証および修了証の画像データを登録してください。

(5) 認定申請を行う ※画面左側のメニュー

① 認定申請をクリック



- ・ クリックする前に必ず『職歴』と『研修情報』が入力されていることを確認してください。

② 認定開始ボタンをクリック



認定要件に入力漏れがある場合は、認定申請ボタンのクリックができませんのでご注意ください。

- ③ 表示された「新規認定審査申請前チェックリスト」を確認し、該当する項目にチェックを入れる

注) 新規認定前申請チェックリストは、新しいタブで表示されます。
申請画面に戻る際にはタブを閉じてください。

- ④ 認定申請画面に戻り、改めて認定申請ボタンをクリック

- ⑤ 『認定申請（支払方法の選択と申請）』画面にて認定申請審査料の振込日を入力し、画像データ化した振込明細をアップロード

以下項目が記載されているものをご提出ください。

振込日 / 振込人名 / 振込金額 / 振込口座

- ⑥ 認定申請ボタンをクリック

- ⑦ 申請受付完了

- ・ 申請の受付完了画面が表示されましたら、手続きが完了しています。
- ・ 申請の受付完了のメールは送信されません。
- ・ 審査結果につきましてはご登録のメールへご連絡いたしますのでお待ちください。
- ・ 申請内容に不明点等がある場合は、メールでご連絡いたします。
- ・ 申請内容に不備等がある場合は審査に時間がかかります。

4. 更新認定申請手続き

更新認定申請は以下の手順で行ってください。

- (1) 実務実習指導薬剤師認定申請システムへアクセス
- (2) トップ画面よりログイン
- (3) すでに登録されている情報を確認し、修正・更新
※自動送信メールに記載の URL を必ずクリックしてください。
- (4) 認定要件情報の登録（認定要件情報、各種証書類の登録）
- (5) 認定申請を行う（振込明細のアップロード）
※登録に不足がある場合は、認定申請ボタンがクリックできません。

※画面はイメージです。デザインやレイアウトは変更する場合がありますのでご了承ください。

(1) 実務実習指導薬剤師認定申請システムへアクセス

薬学教育協議会（ <https://yaku-kyou.org/> ） → 認定実務実習指導薬剤師 申請システム



認定実務実習指導薬剤師
申請システム

※ページ内のリンク
『認定実務実習指導薬剤師申請システム』
をクリックしてください

(2) トップ画面よりログイン

トップページ画面中央にある『更新申請の方／本システムに登録済みの方』ボタンをクリックする

【初期ログイン ID/パスワード】

ログイン ID = 認定実務実習指導薬剤師 認定番号 (8桁)

パスワード = 薬剤師名簿登録番号(数字のみ6桁) + 生年月日 yymmdd

例) 認定番号: 99123456 (8桁)

薬剤師名簿登録番号: 999999 (6桁)

生年月日: 1990年1月15日の場合

※桁数が違う場合は頭に
「0」を付けてください



ログイン ID: 99123456 / パスワード: 999999900115

※ログイン ID とパスワードはログイン後に変更可能です。

(3) プロフィール情報を確認

管理されている内容が表示されますので、全項目を確認してください。登録内容に変更がある場合は修正し、登録されていない必須項目は必ず入力して画面最下部の『プロフィールを更新する』をクリックし、**自動送信メールに記載されている URL にアクセスして登録完了です。**

- ・一定時間を過ぎると、エラーになりますのでご注意ください。
- ・氏名は文字数により、姓にフルネームが登録されている場合があります。その際は姓と名に分けてください。
- ・Web で表示されない漢字が氏名に含まれる場合は、「□Web で文字化けする漢字が含まれる」必ずチェックしてください。
- ・以下項目は一度登録すると変更できませんので、よく確認のうえ登録ください。
生年月日／性別／最終学歴（大学名、卒業年制、卒業年月）／薬剤師名簿登録番号
薬剤師名簿登録年月日／薬剤師免許証
- ・薬剤師名簿登録番号は数字のみを入力してください。 例) 外 00000 → 00000
- ・薬剤師免許証は画像データ化（対応形式：PDF、jpeg、jpg、png）しアップロードしてください。裏面がある場合は、両面を1つのファイルにしてください。
- ・メールアドレスは必ず入力してください。
- ・主なご連絡はメールで行います。メールアドレスは本人が確認する個人のアドレスをご登録ください。なお、メールアドレスの複数登録、重複登録はできません。
- ・ログイン ID、パスワードは今後このシステムを利用する際に必要になります。ご自身で管理してください。
- ・電話番号にはハイフンも入力してください。 例) 03-1234-5678

The image displays two screenshots of a web registration interface. The left screenshot shows a detailed registration form with multiple sections, each containing input fields and dropdown menus. The right screenshot shows a similar form, but with a red rectangular box highlighting a blue button labeled 'プロフィールを更新する' (Update Profile) at the bottom center.

(4) 認定要件情報の登録(認定要件情報、各種証書類の登録) ※画面左側のメニュー

① 職歴を入力



- ・『**職歴を追加**』ボタンをクリックし**最終学歴から現在までの職歴を入力**してください。
薬剤師実務から1か月以上離職した場合はその理由と期間を入力してください。
- ・勤務証明書の画像データをアップロードしてください。

② 研修情報を入力



- ・受講した更新講習（eラーニング含む）もしくはアドバンスワークショップの情報と受講証および修了証の画像データをアップロードしてください。

③ 指導歴入力



- ・認定期間内の指導実績を入力してください。
- ・認定期間内に指導実績がない場合は分かりやすくその理由を記入してください。
記載された理由を基に個別審査します。

(5) 認定申請を行う ※画面左側のメニュー

① 認定申請をクリック



- ・クリックする前に『**職歴**』、『**研修情報**』、『**指導歴**』が入力されていることを必ず確認してください。

② 認定開始ボタンをクリック



認定要件に入力漏れがある場合は、認定申請ボタンのクリックができませんのでご注意ください。

③ 表示された<<更新認定審査申請前チェックリスト>>を確認し、該当する項目にチェックを入れる



- ・更新認定審査申請前チェックリストは、新しいタブで表示されます。申請画面に戻る際には**タブを閉じて**ください。

③ 認定申請画面に戻り、改めて認定申請ボタンをクリック



⑤ 『認定申請（支払方法の選択と申請）』画面にて認定申請審査料の振込日を入力し、画像データ化した振込明細をアップロード

以下項目が記載されているものをご提出ください。

振込日 / 振込人名 / 振込金額 / 振込口座

⑥ 認定申請ボタンをクリック



⑦ 申請受付完了



- ・ 申請の受付完了画面が表示されましたら、手続きが完了しています。
- ・ 申請の受付完了のメールは送信されません。
- ・ 審査結果につきましてはご登録のメールへご連絡いたしますのでお待ちください。
- ・ 申請内容に不明点等がある場合は、メールでご連絡いたします。
- ・ 申請内容に不備等がある場合は審査に時間がかかります。